

袋井市立三川小学校いじめ防止基本方針（R3）

ーはじめにー

この袋井市立三川小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために施行されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。））第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1） いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係がある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

（2） いじめの基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの理解を促していく。

- ア いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気作りに努める。
- イ いじめの未然防止のために、子ども一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。
- エ いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・市教委や子ども支援室などの関係機関およびスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

（1） 安心できる学級づくりの推進

- ア 学級の中での居場所づくり（所属感）
- イ すべての児童が活躍できる場面づくり（自己有用感）
- ウ 安心・安全に学校生活を送ることができる集団づくり（安心感）

（2） 分かる授業づくりの推進

- ア ICT機器を積極的に活用し、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- イ 公開授業をすべての教員が行い、生徒指導の観点からも話し合う。
- ウ 授業中のルールやマナー、指導の在り方の見直しをする。

（3） 人権教育、道徳教育の推進

- ア 日常の教育活動で人権感覚を養う内容を意識して企画し、実践する。
- イ 道徳はもちろん、学活の年間指導計画にも「思いやり」や「互いの個性や違いを認め合うこと」について考える授業を位置づけ、実施する。
- ウ 感染症拡大に係る正しい知識を身に付け、人権を意識して差別や偏見なく適切な判断ができるよう日常的に指導を行う。

（4） 児童会活動の充実

- ア 縦割り活動、クラブ活動、委員会活動を通して、異年齢の集団づくりを経験する。
- イ 子どもが自主的にいじめについて考え、議論する等、いじめ防止の活動に取り組む。

（5） 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実

- ア 5年生において、宿泊体験（集団生活・自然体験）を計画的に実施する。
- イ 6年生において、修学旅行（集団生活・社会体験）を計画的に実施する。
- ウ 委員会やクラブ活動等で、福祉体験を計画的に実施する。

- (6) 計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施
 - ア 人間関係プログラムを実施し、学級づくりの基礎をつくる。
 - イ 子ども支援室と連携し、グループエンカウンターに取り組む。
- (7) 保護者への啓発、関係機関との連携
 - ア スクールカウンセラーによる計画的なカウンセリングを実施する。
- (8) 配慮を要する子どもへの支援
 - ア 学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。
- (9) 教職員の資質向上
 - ア 学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員資質能力向上を図る。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉え、いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つ。

- (1) 日常の対応（児童が発するサインを見逃さないための児童理解と情報共有）
 - ア 休み時間の児童観察
 - (ア) 児童の中に入っていっしょに遊びながら、人間関係を観察する。
(特に春休み明け、夏休み明け、冬休み明けの1週間ぐらい)
 - (イ) 児童が遊ぶ様子を距離を置いて観察し、人間関係を把握する。
 - (ウ) 担任は、気になる表れを放課後の打ち合わせ会で報告し共有する。
 - (エ) 出入りの教員は授業での様子、その他の場面で気付いたことを日常的に担任に報告し、情報を共有する。
 - (オ) 子どものストレスの状況を確認し、日頃から子どもの心の状態を把握し、いじめの発見に努める。
- (2) いじめ調査の実施と教育相談（6月と11月と2月）

いじめ調査として、いじめアンケートを実施し、その後で該当児童との教育相談の場をもつ。
- (3) いじめ相談体制の充実
 - ア 児童との面談（担任以外も積極的に児童に関わる。）
 - (ア) 個人面談（年3回アンケートを実施し、問題をかかえる児童と面談する。）
 - イ 保護者面談・調査
 - (ア) 教育相談の実施（随時・必要に応じて）
- (4) Q-U検査の実施（5月と10月）

年2回、5月と11月に3・4・5・6年生で実施
- (5) ネットパトロール

市教委で実施する。結果を参考に、ネット上問題のある行為をした児童及び保護者に対して、適切な指導を行う。

4 いじめの早期対応のための取組

- (1) いじめのレベルと対応

いじめのレベルを4段階に分ける。

レベル 1	悪口を言われる。からかわれる。
レベル 2	仲間はずれにされる。無視をされる。物を隠される。
レベル 3	レベル 1・2 が継続して行われる。身体的苦痛を伴う行為（叩く、蹴る、ボールを投げつけるなど）が行われる。
レベル 4 (重大事態)	いじめが原因で保健室登校や不登校になる。 保護者、または本人がいじめを苦に転校を検討し始める。 死を口にしたたり、自傷行為をししたりする。

＊いじめは、「集団であれば必ず起きるもの。いじめの芽は毎日出ている。」また、「けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生していることもある。」と認識する。いじめの芽をレベル 1・レベル 2 の段階で摘む努力をする。

(2) 児童の情報の共有

気になる児童の情報を見たり聞いたりした時点で、その情報を必要な職員が共有することで、いじめへの早期の支援と指導をとる。

ア 迅速な情報伝達（該当職員→担任→生徒指導主任→管理職）

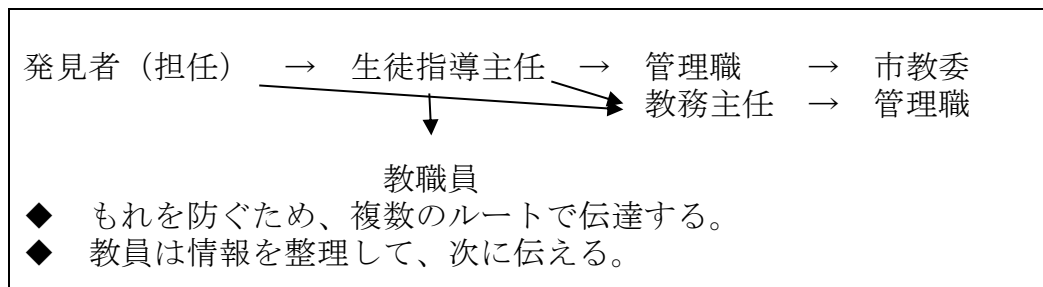
イ ケース会議における情報共有の第一報（事実を伝える。）

ウ 職員会議及び打合せにおける全職員の情報共有
（事実と指導の経過、今後の方針を全職員が確認する。）

(3) いじめを認識した場合

ア 報告

いじめを発見した場合、担任は生徒指導主任にすぐに報告する。その際、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのようにしたか）の事実を報告する。教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として対応をする。



イ 児童指導・保護者対応

いじめ解決委員会（ケース会議）を開き、解決に向けた支援と指導の方針を立てる。（構成員は別に定める。）

(ア) いじめられている児童への支援

a 学級担任から、被害児童の保護者に連絡し、事情と今後の指導方針について十分説明し、了解を得る。

b 該当児童の心のケアを行う。

○ 担任や関係職員との面談

○ 養護教諭・生徒指導主任・教務主任・教頭・校長による面談

○ 家庭訪問による相談（担任・関係職員）

○ 関係機関（育ちの森）との連携（保護者・該当児童のカウンセリング）

○ スクールカウンセラーとの連携

（保護者・該当児童のカウンセリング）

○ スクールソーシャルワーカーとの連携

（保護者・しあわせ推進課とのコーディネート等による連携）

(イ) いじめている児童への指導

- a いじめの非に気付かせ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを伝える。
- b 保護者へ学校の指導方法について十分説明し、家庭の理解・協力を得る。
- c 丁寧な個別指導を行い、安易な謝罪ですませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる。
- d いじめに至った原因や背景を踏まえ、再発防止に向けて継続的な支援をする。
- e 必要に応じて、いじめた児童に対しても心のケアを行う。

(ウ) 他の児童への対応

- a はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じだということを指導する。
- b いじめをなくすための勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、集団としても個人としても再発を防ぐための手立てを指導する。

(エ) 保護者への対応

保護者に事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力をお願いする。

解決するまで学校が主になって取り組み、解決後にも定期的に学校での様子を報告する。

(4) いじめが解決した後

ア 継続的な経過観察と支援

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安に止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。

解決したと思っていたいじめが再発する場合もある。保護者と連携しながら、経過観察を続けていく。必要に応じて、いじめ解決委員会（ケース会議）を開催し、問題の再検討や追加の支援策を検討する。

また、進級・進学の際には、確実な引継ぎを行う。

イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) 三川小いじめ解決委員会（ケース会議）

- ア 目的 ○ 学校いじめ防止基本方針の検証や緊急時（重大事態等）へ対応する。
- イ 構成員 <校内>校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任
<外部>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
スクールサポーター、子ども支援室 等
- ウ 活動内容 ○ 方針と児童への指導計画を立てる。
 - ・いじめられている児童への支援
 - ・いじめている児童への指導
 - ・他の児童への指導
 - ・保護者への説明
- エ 開催時期 ○ いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

(2) 三川小いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

- ア 目的 ○ 校内のいじめ等の情報交換を行う。
- イ 構成員 <校内>校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任
<外部>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
スクールサポーター、子ども支援室 等
- ウ 活動内容 ○ 児童理解と情報の共有、方針の確認
 - ・児童情報の共有（気になる児童や指導の経過など）
 - ・Q-Uから見た集団づくり
 - ・対応についての話し合い

エ 開催時期 ○ 生徒指導委員会として年２回（５月、８月）、毎週月曜日の打ち合わせ後の情報共有会に実施する。

6 重大事態への対応

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 子どもが自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間３０日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

学校が法の第２８条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに学校が調査主体となった場合は次のとおり対応する。

（１） 重大事態の調査組織の設置

市教委の指導を受け、三川小いじめ対策委員会を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者に参加を依頼し、調査の公平性・中立性が確保できる「三川小いじめ特別委員会」を設置する。また、状況によってスクールロイヤー等、専門家の活用について市教委に相談する。

（２） 情報収集（事実関係を明確にする）

- ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り全て残さず明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査し、原因と結果の特定を急いではない。
- イ 学校が先行して調査した場合でも、特別委員会の判断で調査の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ウ 児童や保護者に、調査をする際には、いじめられた児童や保護者にその結果を提供する場合があることを、事前に説明しておく。

（３） 情報の提供

- ア いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、調査の経過も含めて適切に伝える。
- イ 関係者の個人情報に十分配慮しながら、伝える。（個人情報の保護を意識しながら伝えるべき内容はきちんと伝える。）

（４） 調査結果の報告

調査結果を市教委に報告する。また、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（５） 必要な措置

調査結果を踏まえ、市教委の指示のもと、連携をとって必要な措置を速やかに実施する。

7 学校いじめ防止基本方針の策定と啓発

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、ＰＴＡや地域の関係団体に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるように努める。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明する。